

# 三重県立学校体育施設開放要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県立学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で、広く県民に開放し、スポーツ活動に供すること（以下「学校開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 三重県立学校とは、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する県立学校（以下「学校」という。）をいう。

(2) 体育施設とは、学校の設置する運動場、体育館その他これらに準じる施設（プール施設を除く。）及び当該施設に附属する設備をいう。

(学校開放の対象)

第3条 学校開放は、すべての学校で行うものとする。

(開放事務)

第4条 学校開放に関する事務は、教育委員会及び学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）が行うものとする。

2 開放校の校長は、次の各号に掲げる場合には教育委員会と協議のうえ管理員を置くことができる。

(1) 開放時間が学校職員の勤務時間外で、かつ宿日直業務嘱託員を置かない場合

(2) その他特別の事情がある場合

3 次に掲げることについては、宿日直業務嘱託員、教職員又は管理員が行うこととする。

(1) 学校体育施設利用承認書の確認

(2) 開放施設の鍵の受け渡し

(3) 開放施設の利用後の状況確認

(管理責任)

第5条 この要綱に基づく体育施設の利用に関する管理責任は、利用者の責めに帰する場合を除き、教育委員会が負うものとする。

(開放の原則等)

第6条 開放校の校長は、学校教育活動に支障のない限り、積極的に学校開放を行うものとする。

2 学校開放を行う日時、体育施設等は、当該開放校の校長が学校教育活動に支障のない範囲で定めるものとする。

3 開放校の校長は、学校開放に係る利用委員会等を設置することができる。

(利用者の範囲)

第7条 開放校の体育施設を利用できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。ただし、開放校の校長が適当であると認めた個人の利用については、この限りでない。

(1) スポーツ活動を目的とする団体であること

(2) スポーツ活動に係る統括指導責任者を有すること

(3) 20歳以上の代表者を有すること

(利用申請等)

第8条 開放校の体育施設を利用しようとする者（以下「申請者」という）は、あらかじめ、県立学校体育施設利用許可申請書（第1号様式）を提出し、当該開放校の校長の承認を得なければならない。

(利用の承認)

第9条 開放校の校長は、前条に規定する県立学校体育施設利用許可申請書の内容が適当であると認めるときは、学校教育活動に支障のない範囲で利用の承認を行うものとする。

2 開放校の校長は、前項の承認を行ったときは、県立学校体育施設利用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

3 開放校の校長は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第10条 開放校の校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該体育施設の利用を承認しないことができる。

- (1) 開放校の体育施設等を損傷するおそれのあるとき
  - (2) スポーツ活動以外の目的に利用しようとするとき
  - (3) 過去において当該体育施設を適切に利用しなかったことがあるとき
  - (4) その他学校開放の目的に反すると認められるとき
- (利用承認の取消し等)

第11条 開放校の校長は、第9条第1項の承認を受けた利用者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により利用の承認を受けたとき
  - (2) 承認を受けた目的以外に利用するおそれがあるとき
  - (3) 承認を受けた体育施設を転貸したとき
  - (4) 学校の管理運営上支障が生じたとき
  - (5) その他当該利用が不相当と認められるとき
- (利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、常に利用する「施設の善良な管理者」としての注意と責任を持つとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) スポーツ活動以外の目的に利用しないこと
  - (2) 利用を承認された施設以外の場所に立ち入らないこと
  - (3) その他開放校の校長が指示する事項に従うこと
- (利用後の義務)

第13条 利用者は、当該体育施設の利用を終了したとき、又は利用を取り消し、若しくは中止されたときは、直ちに利用した施設、設備器具等を原状に回復しなければならない。

(施設等のき損及び亡失)

第14条 利用者は、体育施設等をき損し、又は亡失等したときは、遅滞なく開放校の校長に届け出なければならない。

2 前項の規定により報告を受けた校長は、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、前項の届け出があった場合において、当該き損又は亡失が利用者の故意又は過失に基づくときは、その復元又は賠償を利用者に求めることができる。

(照明費)

第15条 利用者は照明設備等を使用したときは、別に定める基準によりその使用に係る電気料金等を負担しなければならない。ただし、開放校の校長が特に認めるときはこの限りでない。

(報告)

第16条 校長は、当該年度の開放利用状況を県立学校体育施設開放利用状況報告書(別紙様式3)により翌年度の4月15日までに教育委員会に報告する。

(細則)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年8月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から適用する。